

飯塚市立図書館指定管理者

募集要項

令和4年

飯塚市 教育部 生涯学習課

1. 指定管理者募集の趣旨	1
2. 飯塚市立図書館運営の基本的な考え方	1
3. 施設の概要	2
4. 過去3年間の蔵書数・利用状況の実績	3
5. 休館日及び開館時間	4
6. 指定管理者が行う主な業務	4
7. 業務体制	4
8. リスク分担	5
9. 指定期間	6
10. 指定管理業務に係る経費	6
11. 指定管理料の精算	6
12. 応募に関する項目（申請資格等）	6
13. 公募スケジュール	7
14. 提出書類等	8
15. 提出書類等に関する特記事項	9
16. 応募に要する経費	9
17. 指定管理者候補の選定方法	9
18. 応募の無効又は応募者の失格	10
19. 指定管理者の指定等	11
20. 業務を実施するにあたっての留意事項	11
21. 問い合わせ先	12

1 指定管理者募集の趣旨

飯塚市立図書館については、平成20年度から民間の事業者等の創意工夫ある図書館運営によって多様化する市民の要望、要請に効果的、効率的に応え、市民に対するサービスの向上を図ることを目的に指定管理者制度を採り入れることとしました。

指定管理者の指定にあたり、民間事業者等の理念や実績に基づいた図書館の管理運営に関する提案をいただいたうえで、指定候補者を選定するため、広く事業者を公募いたします。

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第18条の規定に基づいて設置される飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において提案内容を審査のうえ、指定候補者を選定いたします。その選定結果に基づき市議会へ指定議案を上程し、市議会の指定の議決を受けた後に、飯塚市と協定を締結することで指定管理者に指定されることになります。

2 飯塚市立図書館運営の基本的な考え方

図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に定めるように、図書館は、『図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設』であり、その趣旨に則って管理・運営されなければなりません。そのため、図書館法第3条に例示される事項を実施することが求められます。

一方、高度情報化や国際化の進展、少子高齢社会の到来、雇用環境の変化、戦後世代を中心とした中高年齢者の定年・離職者の増大など社会状況は日々変化しています。市民の要請・要求はますます多様化しており、生涯学習施設としての図書館は、時代の求めに即応できるよう機能を整備・充実し、図書館サービスの向上を図ることが必要です。

そのため、民間事業者のもつ創意工夫ある運営により、効果的かつ効率的な図書館運営を図ろうとするものです。

- (1) 図書館ボランティアと適切・良好な関係を維持・発展し、図書館事業の協働に努めるとともに、新たなボランティア団体の参加協力を促進することとする。なお、決して強制にならないよう十分な配慮をし、図書館及びボランティア団体の双方ともお互いの意思を尊重するものとする。
- (2) 指定管理者は、飯塚市立図書館全館の一体的運営を図る立場から、飯塚市と連携・協力して図書館関係施設の業務運営の支援に努めるものとする。
- (3) 指定管理者は、飯塚市立図書館の人的・物的知識の集積を継承・発展させるため、現に勤務する図書館職員の継続雇用に努めるものとする。
- (4) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 令和3年度教育施策要綱に掲げる「社会教育の主要施策」の主旨を実現させるための図書館運営とすること。

なお、「社会教育の主要施策」は、次のとおりである。

① 序文

子どもから大人まですべての人々が、生涯にわたって力強く歩み続けるために、「いつでもどこでもだれでも学べる」取り組みをさらに充実させ、その学習の成果を様々な場において、人から人へ、地域社会の中へ、世代を超えて環流できるような、人生100年時代を見据えたライフキャリアの形成を支援する学びの場を提供します。

そのため、学習・情報の拠点となる中央公民館や図書館をはじめとした社会教育施設の機能向上に努めると共に、市民に身近な交流センターなどあらゆる場所において実施される生涯学習事業及

び活動を推進します。

さらに、学んだことを地域社会に還元できる機会を確保するため、学校教育と連携を深め、学習ボランティアや体験活動事業及び社会体育事業の推進と充実を図ります。

併せて、地域教育力の向上を目指した取り組みとして、青少年の健全育成事業、社会性、主体性を培うための交流事業及び地域の特性を活かした多彩な学習活動事業を推進し、地域社会を担う人材の育成と確保に努めます。

※ 図書館運営の基本的な考え方は、飯塚市立図書館施設管理運営仕様書(以下「仕様書」という。)に再掲載します。

3 施設の概要 (5 施設)

- (1) 名称：飯塚市立図書館（以下「飯塚図書館」という。）
所在地：飯塚市飯塚 14 番 67 号
延床面積 イイヅカコミュニティセンター1 階・2 階の一部
1,806 m²（図書館専用部分）
- (2) 名称：飯塚市立図書館筑穂館（以下「ちくほ図書館」という。）
所在地：飯塚市長尾 1390 番地 1
延床面積 1,340.75 m²
- (3) 名称：飯塚市立図書館庄内館（以下「庄内図書館」という。）
所在地：飯塚市綱分 792 番地 5
延床面積 960.41 m²
- (4) 名称：飯塚市立図書館穂波館（以下「穂波図書館」という。）
所在地：飯塚市秋松 407 番地 1
延床面積 255 m²
- (5) 名称：飯塚市立図書館穎田館（以下「穎田図書館」という。）
所在地：飯塚市鹿毛馬 1667 番地 2
延床面積 115 m²（専有部分）

※ 施設概要等の詳細は、仕様書に再掲載します。

- (1) 飯塚図書館、ちくほ図書館、庄内図書館、穂波図書館、穎田図書館の 5 施設を一体として管理・運営していただきます。
(注) 1 施設又は 2 施設のみを選択をすることはできません。5 施設の管理・運営になります。
- (2) 飯塚図書館・穂波図書館・穎田図書館については、建物及びその附属設備・機器等の維持管理業務は含みません。
- (3) 施設の附属設備・機器等に関わる費用負担については、原則として、ちくほ図書館・庄内図書館が対象となります。
- (4) 指定管理期間中に 5 施設の管理・運営に加え、開館時間等運営の見直しを行うことがあります。指定管理料については、別途協議します。
- (5) 令和 5 年度から令和 9 年度末までの間に、飯塚市においてイイヅカコミュニティセンター及び穂波

図書館の改修工事を実施する場合があります。工事規模によっては、各図書館の利用を中止いただくほか、利用者の利便性を損なう可能性があります。

工期を含め具体的に工事内容が明確になってから、指定管理者と別途協議をさせていただきます。

4 過去3年間の蔵書数・利用状況の実績

施設利用料収入は、ありません。

区分		指定管理館			直営館		年計	
		飯塚	ちくほ	庄内	穂波	穎田		
蔵書数 (冊)	図書資料	平成30年度	262,141	79,867	73,697	38,954	11,232	465,891
		令和元年度	267,457	82,512	76,539	39,899	11,678	478,085
		令和2年度	271,487	83,897	76,016	40,621	12,173	484,194
	A・V資料	平成30年度	6,616	2,109	3,146	—	—	11,871
		令和元年度	6,402	2,163	3,182	—	—	11,747
		令和2年度	6,226	2,216	3,223	—	—	11,665
(冊) 貸出冊数	平成30年度	338,365	79,492	121,221	51,591	6,860	597,529	
	令和元年度	341,306	77,909	120,446	51,540	6,475	597,676	
	令和2年度	279,065	62,109	94,565	35,216	4,537	475,492	
(人) 貸出利用者数	平成30年度	79,895	19,120	28,202	12,328	2,095	141,640	
	令和元年度	77,950	18,492	27,693	11,890	1,787	137,812	
	令和2年度	59,730	14,193	21,358	8,135	1,314	104,730	
(人) 登録者数	平成30年度	42,629	4,975	7,238	3,381	652	58,875	
	令和元年度	43,591	5,113	7,484	3,510	689	60,387	
	令和2年度	44,312	5,208	7,635	3,593	716	61,464	
(人) (桂・嘉) 地域外登録者	平成30年度	120	19	12	6	0	157	
	令和元年度	157	27	30	8	0	222	
	令和2年度	87	11	21	5	0	124	

5 休館日及び開館時間

- (1) 飯塚市立図書館条例（平成 18 年飯塚市条例第 93 号）第 5 条及び第 6 条に規定する休館日、開館時間は、次のとおりです。ただし、指定管理者は、あらかじめ施設設置者の承認を得て、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができるものとします。
- (2) 各図書館の休館日は、次のとおりです。
 - ① 月曜日（国民の祝日に当たるときは、その翌日）（3 施設「ちくほ・庄内・穂波共通」）
（ア）飯塚市立図書館においては、月曜日（毎月第 3 月曜日を除く。）及び毎月第 3 火曜日
 穎田館においては、休日、土曜日及び日曜日
 - ② 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）（5 施設共通）
 - ③ 館内整理日
 毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日（蔵書点検期間のある月及び 12 月を除く。）
 及び 1 月 4 日
 - ④ 蔵書点検期間 毎年 10 日以内（5 施設共通）
- (3) 開館時間
 - ① 飯塚市立図書館（午前 9 時 30 分から午後 7 時まで）
 - ② ちくほ図書館及び庄内図書館（午前 9 時 30 分から午後 6 時まで）
 - ③ 穂波図書館、穎田図書館（午前 9 時から午後 5 時まで）※休館日及び開館時間の詳細は、仕様書に再掲載します。

6 指定管理者が行う主な業務

- (1) 管理運営に関する業務
 - ① 館長業務（図書館の管理運営統括ほか）
 - ② 総務業務（指定管理業務の経理、従事者の出勤調整ほか）
 - ③ 施設管理（図書館の安全管理、防災対策ほか）
 - ④ 図書館奉仕業務（利用者登録、資料の貸出・返却ほか）
 - ⑤ 蔵書管理（資料の選定・登録ほか）
- (2) 図書館事業に関する業務
 - ① 全館事業の実施（企画・立案、ボランティア団体との連絡調整ほか）
 - ② 各図書館事業の実施（企画・立案、ボランティア団体との連絡調整ほか）
- (3) その他の業務
 - ① ブックスタート事業の実施
 - ② 資料の複写サービス
 - ③ 小中学校及び各種施設との連携（団体貸出、特別貸出ほか）
 - ④ ボランティア団体との協調（育成、支援ほか）
 - ⑤ 飯塚市が管理運営する図書館関係施設の業務運営との連携・協調（5 館への配本業務、司書研修支援ほか）
 - ⑥ 子ども図書館整備に関する企画・運営への助言等の支援
 - ⑦ その他図書館の管理運営に必要な業務
 - ⑧ 指定期間終了時の事務引継ぎほか※ 業務等の詳細は、仕様書に再掲載します。

7 業務体制

- (1) 指定管理業務を効率的に実施するために適正な人員を配置するとともに、労働基準法（昭和 22 年法律

第49号)ほか労働関係法令の規定を遵守し、業務の実施に支障が生じないよう必要な業務執行体制を確保するものとします。

(2) 各図書館の管理運営業務に支障が生じないよう必要な業務執行体制を確保するとともに、適正かつ効率的な人員配置を行うものとします。

※ 業務体制の詳細は、仕様書に再掲載します。

8 リスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、概ね次のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合は、双方の協議によるものとします。

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの(極めて小規模なもの)		○
	経年劣化によるもの(上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(極めて小規模なもの)		○

	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (上記以外)	○	
資料等の損傷 ・遺失	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (極めて小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (上記以外)	○	

※リスク分担は、仕様書に再掲載します。

9 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間(5年間)とします。

10 指定管理業務に係る経費

- (1) 指定管理業務は、飯塚市が支弁する指定管理料(委託料)及びその他収入を運営経費として実施してください。
- (2) 指定管理料の上限額は、単年度 120,632,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。
ただし、消費税及び地方消費税の税率が改定になった場合は、協議後、指定管理料を決定します。

11 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力の有無による指定管理料の過不足については、修繕料を除き、精算は行いません。
なお、指定管理料に含まれる修繕料は 60 万円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

12 応募に関する項目(申請資格等)

- (1) 応募者の参加資格等

法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、図書館の管理運営を継続して安定的に実施する能力を有すると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者。以下同じ。)は、指定管理者の指定を受けることができません。

 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
 - ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、飯塚市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項(同項を準用する場合を含む。)の規定に抵触することとなる者を構成員とするもの
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑦ 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年 10 月 19 日福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等を構成員とするもの。

また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者
- (2) 法人格及び個人応募
 - ① 団体の場合は、必ずしも法人格は必要ありません。

- ② 個人で応募することはできません。
- ③ 団体については、個人や法人の単なるグループではなく、組織や責任の所在が明確化されたものに限ります。
- ④ 共同事業体の場合には、協定書等出資比率が分かる書類の提出により、応募できます。
- ⑤ 応募時において市内に事業者を有しない団体が指定管理者に指定された場合には、協定書締結後速やかに、市内に人的及び物的設備を備えた事務所または事業所（※法人市民税における事務所等要件を満たすこと）を置くこと。

13 公募スケジュール

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和4年6月1日(水)～令和4年8月1日(月)
(ただし、土、日祝日は除く)
- ② 配布場所 イイヅカコミュニティセンター 教育委員会生涯学習課 (飯塚市飯塚14番67号)
- ③ 配布時間 午前9時～午後5時

(2) 現地説明会

- ① 日時 令和4年6月21日(火) 13時
- ② 会場 飯塚図書館 (飯塚市飯塚14番67号)
- ③ 募集要項説明会終了後、下記の順番で現地へ移動し現地説明会を行います。
 - ・飯塚図書館 (飯塚市飯塚14番67号)
 - ・庄内図書館 (飯塚市綱分792番地5)
 - ・ちくほ図書館 (飯塚市長尾1390番地1)
 - ・穂波図書館 (飯塚市秋松407番地1)
 - ・潁田図書館 (飯塚市鹿毛馬1667番地2)
 ※各図書館への移動は、参加者各自で移動をお願いします。
- ④ この現地説明会には、必ず参加してください。
- ⑤ 説明会参加受付票(要項別紙1)に必要事項を記入のうえ、受付に提出して必ず参加の確認を受けてください。
- ⑥ 説明会は、募集要項説明会、各図書館の現地説明会とも1時間程度を予定しますが、進行にご協力ください。

(3) 質問受付

次のとおり、募集要項及び仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

- ① 受付期間 令和4年6月22日(水)から7月8日(金)までの間
(ただし、土日、祝日は除きます。)
- ② 質問方法 必ず質問書(要項別紙2)によることとします。口頭及び電話での質問、問い合わせには、一切お答えできません。
- ③ 提出方法 提出先に持参されるか、郵送等若しくはファクシミリ又は電子メールで提出してください。なお、郵送等並びにファクシミリ及び電子メールの場合は、必ず送信した旨を電話連絡してください。
- ④ 提出先 飯塚市教育委員会生涯学習課 イイヅカコミュニティセンター
 - ・住所 〒820-0041 飯塚市飯塚14番67号
 - ・電話番号 0948(22)3274
 - ・FAX番号 0948(22)3609

⑤ 注意事項

- (ア) 質問書を持参される場合は、受付期間の午前9時から午後5時までの間とします。
- (イ) 郵送等で提出される場合は、事情の如何にかかわらず受付期間内に到着したものに限ります。
- (ウ) 質問書には、必ず日付を明記してください。

(4) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答方法等は、次のとおりです。

- ① 回答期日 令和4年7月19日(火)
- ② 回答方法 飯塚市の公式ホームページに、順次、掲載します。なお、質問を提出した応募者個々に対する回答は行いませんのでご注意ください。
- ③ ホームページアドレス : <https://www.city.iizuka.lg.jp/>

14 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 申請資格を有していることを証する書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書)
 - (イ) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - (ウ) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
 - (エ) 国税及び地方税の納税証明書(直前3か年分)
- ③ 指定施設の事業計画書(様式第3号)
 - (ア) 本募集要項17(2)選定の基準(評価項目)順に具体的な提案を行うこと。
 - (イ) 30頁以内とすること。(両面印刷の場合は15頁以内)
 - (ウ) 提案趣旨はアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ④ 団体概要書(様式第4号)
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類
 - (ア) 収支(損益)計算書又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (イ) 貸借対照表又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (ウ) 財産目録又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (エ) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
 - (オ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - (カ) 共同事業体の場合、協定書等出資比率が分かる書類の写し
 - (キ) 暴力団員等の排除に係る調査承諾書
 - (ク) その他、必要があると認められる書類

(2) 提出部数

- ① 提出部数は、正本1部及び副本(写し可)11部とします。
- ② 正本は、すべて原本及び原本証明されたものとします。
- ③ 書類は、表紙を「指定管理者申請書」として前記(1)の①から⑤までの書類に頁番号を付したうえ、一部ごとにファイリングし、提出してください。

(3) 受付期間及び提出方法等

- ① 受付期間 令和4年7月29日(金)～8月1日(月)午前9時～午後5時

- ① 提出方法 必ず持参のうえ提出してください。(郵送等では受け付けません。)
- ② 提出先 イイヅカコミュニティセンター
教育委員会生涯学習課 (飯塚市飯塚 14 番 67 号)
電話 : 0948 (22) 3274

(4) その他

書類を提出した後に応募を辞退する場合は、辞退届(要項別紙 3)を提出してください。

15 提出書類等に関する特記事項

- (1) 提出書類は、理由の如何にかかわらずお返しできませんのでご了承ください。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するものとしますが、飯塚市は、選定結果の公表等に必要な場合は、その提案内容の一部又は全部を使用できるものとします。
- (3) 受付期間を過ぎた場合にあつては、原則として、提出書類を差替え、若しくは修正又は変更することはできません。
- (4) 指定管理者として指定された団体等の提出書類は、飯塚市情報公開条例(平成 18 年飯塚市条例第 10 号)の規定に基づく情報公開請求による公開の対象となります。
- (5) 飯塚市が提供する資料等は、指定管理者に応募するための検討目的以外の目的に利用することを固く禁じます。

16 応募に要する経費

応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

17 指定管理者候補の選定方法

(1) 選定委員会の審査

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 13 号)第 18 条の規定に基づいて設置される飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経たうえで指定管理者候補を選定します。なお、審査にあたっては、次に掲げる選定の基準(評価項目)に基づいて総合的に評価します。

又、審査にあたっては、プレゼンテーションを実施します。なお、具体的な日程等は、後日連絡します。

(2) 選定の基準(評価項目)【以下は、選定委員会で用いられる選定評価書の内容です。】

- ① 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われるおそれがないこと。
 - (Ⅰ) 利用者の平等な利用の確保
 - 1 利用者の平等な利用の確保が図られているか
 - (Ⅱ) 個人情報保護対策
 - 1 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか
- ② 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
 - (Ⅰ) 施設の設置目的の理解
 - 1 施設の設置目的の理解がなされているか
 - (Ⅱ) 管理運営理念・方針
 - 1 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか
- ③ 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (Ⅰ) 事業計画、方針

- 1 事業運営に対する熱意や意欲があるか
 - 2 施設の利用促進への具体的提案がなされているか
 - 3 サービス向上が見込める提案がなされているか
 - 4 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか
 - 5 モニタリングに対する考え方は適切であるか
- (II) 事業収支計画
- 1 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか
 - 2 見積額
- (III) 地域との連携、社会貢献
- 1 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか
 - 2 ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか
 - 3 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか
- ④ 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
- (I) 業務実績
- 1 同種・同類の業務実績があるか
- (II) 実施体制
- 1 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか
 - 2 有資格者を含めて人的配置は十分であるか
 - 3 危機管理体制、安全対策は十分であるか
 - 4 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか
- (III) 経営基盤
- 1 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか
- (IV) 市内団体等への優遇措置
- 1 市内団体等と市外団体等(市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。)が競合する場合は、市内団体に配点合計の100分の5を加点するものとします。なお、市内団体等のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。なお、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めることとします。
- (3) 選定結果の公表
- 選定結果については、応募者に個別に文書で通知します。

18 応募の無効又は応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とし、又は失格とします。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限、プレゼンテーション参加など応募及び審査に必要な手続を守らなかった場合
- ② 記載すべき事項の全部または一部を記載しなかった場合
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- ④ 虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 応募に関して不正行為が明らかになった場合
- ⑥ 明らかに管理運営能力が欠けていると判断される場合
- ⑦ 経費の縮減が達成されない場合（提案された指定管理料が公募要項等に規定された指定管理料基準

額（上限額）を上回る場合)

- ⑧ 募集要項に規定された応募資格を有しない場合
- ⑨ 選定評価書の総得点率が50%に満たない場合
- ⑩ その他選定基準を満たさない場合
- ⑪ その他応募資格に適さないと認められる場合

19 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の決定

指定管理者は、飯塚市議会における指定の議決を経て決定します。なお、指定の議決は令和4年12月に開会される飯塚市議会を予定します。

(2) 指定管理者指定の告示

指定の議案が可決されたときは、指定管理者として指定し、告示されます。

(3) 詳細事項の協議及び協定の締結

議会の議決、指定の告示後に指定管理業務の実施に関する詳細について、飯塚市との協議を経て、協定を締結します。全指定期間を包括する基本協定と事業実施年度ごとの細目等に関する年度協定を締結します。なお、基本協定を締結したときは、告示されます。

(4) 事務引継ぎ等

指定の議決後、指定管理業務の開始までに、図書館の管理運営について必要な事項の引継ぎを行います。

(5) 指定管理者導入施設の調査等（モニタリング、評価）

指定管理者による施設管理の適性を期するため、随時、施設への立入等により管理運営状況を確認（モニタリング）するとともに、各年度の評価を実施します。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

上記導入施設の調査結果（モニタリング、評価）等、指定管理者の責めに帰すべき理由によって、指定管理業務の継続が困難になった場合は、飯塚市は、指定を取り消すことができますものとし、この場合にあつては、飯塚市に損害が生じたときは指定管理者が賠償責任を負うものとし、

20 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報については、飯塚市個人情報保護条例により、適正な取扱いをしなければなりません。

(2) 情報公開

市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、飯塚市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるよう努めることとします。

(3) 再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、図書館システム保守業務、施設・設備の維持管理業務など専門的な業務を再委託することは差し支えありません。

※ 再委託できる業務は、仕様書に再掲載します。

(4) 施設における事故等

① 事故、火災等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者の判断と責任において救急車又は警察の出動要請ほか必要な措置を速やかにとるとともに、その旨を担当課に速やかに報告しなければなりません。

- ② 利用者に事故あるときは、適切な対応を行うとともに、その旨を担当課に速やかに報告しなければなりません。
- (5) 事業報告等
- ① 指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況、管理経費の収支状況その他の事項について報告書を作成し、市に提出してください。概ね月次報告、四半期報告及び年次報告を予定します。なお、年次報告は毎年度終了後 60 日以内に、その他の報告は定期的に提出するものとし、詳細は協定で定めます。
 - ② 指定管理者は、指定期間 2 年目以降の事業計画を策定し、市の当初予算編成に支障がないよう市と協議の上、提出するものとします。
- (6) 子ども図書館整備完了後は、その運営に携わること。なお、運営に関し指定管理料が変更となる場合は別途、飯塚市と協議することとします。

21 問い合わせ先

飯塚市飯塚 14 番 67 号 イイヅカコミュニティセンター 教育委員会生涯学習課
電話番号 0948-22-3274